

「働きやすい職場づくりセミナー」のご案内

改正育児・介護休業法(H29.10/1 施行)、改正労働契約法(無期転換ルール)対応
～ハラスメント撲滅キャラバン～

平成29年1月より義務化された、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置等、事業主に求められる各種ハラスメント対策の他、本年10月1日より施行される改正育児・介護休業法、平成30年4月より転換申込みが本格化する無期転換ルールなどに対応し、働きやすい職場づくりを推進するためのセミナーを下記により開催します。ぜひご参加ください。

<開催日時・場所>

	日時	定員	会場	
山形	平成29年 9月 7日 (木) 13:15~15:15	380名	山形ビッグウイング	山形市平久保 100 TEL023(635)3100
庄内	平成29年 9月12日 (火) 13:15~15:15	100名	いろり火の里	三川町大字横山字堤 172-1 TEL0235(66)4833 ※申込が定員に達したため申込締切

※15:15 閉会后、個別相談コーナーを設け、個別相談に対応いたします。

参加料は無料です

<内容>

- ・働き方改革の推進について
- ・改正育児・介護休業法の概要について
- ・職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント対策について
- ・パワーハラスメント防止について
- ・無期転換ルール、有期特措法について

<対象者>

事業主、企業の人事労務担当者等

<申し込み先・問い合わせ先>

※申し込みは、定員になり次第、締め切らせていただきます。

山形労働局雇用環境・均等室あて、下記申込書によりお申込みください。(申し込み締切:9月1日(金))

山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 (〒990-8567)

TEL 023(624)8228 FAX 023(624)8246

働きやすい職場づくりセミナー参加申込書

日時・会場	山形(9/7) ・ 庄内(9/12) (参加会場を○で囲んでください)		
事業所名		連絡先 (電話)	
出席者	所属・役職	氏名	
	所属・役職	氏名	

※ご記入いただいた申込書は、上記目的以外に使用することはありません。

山形労働局雇用環境・均等室行き FAX 023-624-8246



都道府県労働局では、雇用環境・均等室（部）に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

山形労働局開設期間：平成29年7月3日（月）～平成29年12月28日（木）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と言
われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等に関
するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

山形労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

電話番号 023（624）8228

住所 〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
山形労働局（雇用環境・均等室）



山形労働局
(山交ビル3階)

※